令 和 ７ 年 ９ 月 ３０ 日
国　　土　　交　　通　　省
不動産・建設経済局建設業課

「電磁的措置による建設工事の請負契約の締結に係るガイドライン案」に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和７年８月 12 日から８月 31 日まで、「電磁的措置による建設工事の請負契約の締結に係るガイドライン案」に関する意見の募集を行いましたところ、計８件のご意見をいただきました。

寄せられたご意見の概要及びそれに対する考え方を、以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（別紙）

主なご意見及び国土交通省の考え方

主なご意見（概要）	国土交通省の考え方
事前承諾についてのご意見	
○　建設業法第 19 条第３項によれば、契約案件ごとに個別に受注者から承諾を得なければならないと考えるが承諾を一度だけ得ればよいような取扱いとすべき。 　また、相手方の承諾のとり方について、具体的にガイドラインに記載すべき。	○　建設業法上は、同一の契約当事者間で事前承諾を一度包括的に行った上で、以後の契約については事前承諾を契約の度に求めないことを必ずしも否定するものではありませんが、ガイドラインに記載すべきというご意見については今後の参考にさせていただきます。
○　事前承諾の一層の簡素化や包括的承諾制度の導入など、事業者の負担を軽減する方向での見直しを検討すべき。	
○ 事前承諾において示すべき「講じる電磁的措置の種類及び内容」に、建設業法施行規則第 13 条の４第２項第３号に規定する「当該契約の相手方が本人であることを確認することができる措置」（本人性確認措置）に関する具体的内容が明記されていない点について、重大な不備があると考える。 ○ 「２.（A）③ 本人性確認措置の詳細」を新設し、以下の内容を規定すべき。 ③本人性確認措置の詳細（規則第 13 条の４第２項第３号関係） 契約当事者は、規則第 13 条の４第２項第３号に規定する本人確認措置について、 以下の事項を契約の相手方に明示する必要がある。 １）本人確認の方法と手順 ２）技術的セキュリティレベル ３）法的効力に関する情報 ４）リスク要因と対策	○　事前承諾に当たっては、相手方から示された「その講じる電磁的措置の種類及び内容」を踏まえ、必要に応じて当該電磁的措置の詳細について相手方に対して確認等を行った上で、承諾するか否かを判断いただくことが適切と考えております。

原本性についてのご意見	
○　建設工事の請負契約は契約期間やその後の保証期間が長期にわたる特徴があるが、契約から長期間が経過した後でも契約書の電子ファイルの原本性や文書成立の真正性を証明する上で、タイムスタンプにはどのような有効性があるのか。	○　タイムスタンプとは、ある時刻にその電子データが存在していたことと、それ以降改ざんされていないことを証明する技術であり、原本データから得られる情報とタイムスタンプに記載されている情報とを比較することで、タイムスタンプに付された時刻から改変が行われていないかどうかを確認することができます。 ○　したがって、タイムスタンプの利用により、ファイルに記録された契約事項等について改変が行われていないかどうかを確認することができることから、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第13条の４第２項第２号に規定する「原本性」の要件を満たすものと考えています。 ○　なお、タイムスタンプに有効期限が設定されている場合には、その有効期限に留意する必要があります。
○　公開鍵暗号方式による電子署名又はタイムスタンプを利用すると、どのように改ざんが行われていないかどうかを確認できるようになるのか。	○　公開鍵暗号方式による電子署名又はタイムスタンプを利用する場合、原本データのハッシュ値とファイルに付された電子署名又はタイムスタンプのハッシュ値を比較することにより、当該ファイルについて改変が行われていないかどうかを確認することが可能とされています。
○　公開鍵暗号方式による電子署名を利用する場合に、本ガイドライン上で望ましいとされている方式をとることで、将来、契約当事者間で紛争が生じ、法的な場で契約の有効性が争われた際の証拠能力という観点から、どのようなメリット・効果があるのか。	○　公開鍵基盤（PKI）の利用により、本人性に係る確認が第三者により行われることになるため、電子署名の信頼度が向上することになると考えております。 ○　なお、ご指摘の「証拠能力」については、司法の場において判断されるものと考えており、お答えすることは困難です。
○　「事業者署名型」の電子署名を利用する場合には、原本性の観点から、「「技術的・機能的に見て、サービス提供事業者	○　ご指摘の「証拠力」については、司法の場において判断されるものと考えており、お答えすることは困難です。

の意思が介在する余地がなく、利用者の意思のみに基づいて機械的に暗号化されたものであることが担保されていると認められる」サービスを用いることによって、電子署名法上の要件を満たす必要がある」とされているが、この要件が満たされないサービスを利用して契約した場合、その電子契約の証拠力にどのような影響が及ぶ可能性はあるか。 　また、 サービスの利用者は、具体的にどのような情報や表示を確認することで、そのサービスがこの要件を満たしていると判断すればよいのか。	○　サービスの利用にあたっては、利用されるソフトウェアの取扱説明書やサービスの利用規約等を参照することで、電子署名法上の要件を満たしているかどうかについて、確認いただくことが適当と考えられます。 ○　なお、サービスの利用については、「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するＱ＆Ａ（電子署名法第３条関係）」（令和２年９月４日総務省、法務省、経済産業省公表、令和６年１月９日デジタル庁、法務省一部改定）において、「各サービスの利用に当たっては、当該各サービスを利用して締結する契約等の重要性の程度や金額といった性質に鑑みて、裁判において真正な成立の推定が得られない場合に利用者に生ずる損害等を考慮した上で、適切なサービスを慎重に選択することが適当と考えられる」とされています。
○　３頁において「いわゆる公開鍵暗号方式による電子署名、タイムスタンプ又は規則第 13 条の４第２項第２号の規定に照らしてこれらと同等の効力を有すると認められる方法を利用する必要がある。」とされているが、「いわゆる公開鍵暗号方式による」は、「電子署名」、「タイムスタンプ」および「規則第 13 条の４第２項第２号の規定に照らしてこれらと同等の効力を有すると認められる方法」のいずれにも掛かっているのか。 　電子署名だけに掛かるものであるならば、タイムスタンプ等についても公開鍵基盤（PKI）に相当する方式を記載するべき。	○　「いわゆる公開鍵暗号方式による」という記載は、「電子署名」のみにかかります。ご指摘のとおり誤読のおそれがあるため、「電子署名」、「タイムスタンプ」および「規則第 13 条の４第２項第２号の規定に照らしてこれらと同等の効力を有すると認められる方法」という３つの方法について、それぞれの方法の先頭にⅰ、ⅱ、ⅲと付記することとします。
本人性についてのご意見	
○　本人性に関して、「当該公開鍵が間違いなく送付した者本	○　電子署名のうち、一定の基準に適合するものについて行わ

人のものであることを示すことができるように、特定認証業務（電子署名法第２条第３項に規定する業務をいう。）を行う事業者等の第三者機関が発行する電子証明書を添付して契約の相手方に送信することが望ましい」との記述は適切ではないため、削除又は修正の上記載箇所を変更すべき。	れる特定認証業務を行う事業者等の第三者機関が発行する電子証明書を利用することで、公開鍵暗号方式による電子署名が本人のものかどうかを確認することができることから、「本人性」に関する内容としてガイドラインに記載したものです。
２要素認証についてのご意見	
○　事業者署名型の電子署名において、本人性を確保する上で２要素認証を利用することには、どのようなメリット・効果があるのか。	○　２要素認証については、ID やパスワード（知識要素）に加えて、所持要素など追加の要素を組み合わせることで、より高度なセキュリティを提供するものであることから、本人性の確保において有効なものと考えております。 ○　なお、２要素認証は本人性確保のための手法の一つであることから、例示としてガイドラインに記載したものです。
○　事業者署名型（立会人型）方式は当事者同士の電子署名を不要とし、サービス事業者の契約サービスにおいて契約をするという契約であるため、当事者間の契約より一層厳格であるべきだと考える。「２要素認証等を利用することが望ましい」とされているが、２要素認証は必須とすべきであり、さらにサービスにログインする際はサービス事業者が G ビズなどの本人確認を行う等すべき。また、当該サービス事業者の責任を明確にすべきであり、サービス事業者における不正アクセスによる損害賠償などについて明記すべき。	
○　本ガイドラインにおいて２要素認証を推奨することはかえって誤解を与えかねないことから、当該部分を削除又は修正すべき。 ○　４頁において、事業者署名型（立会人型）サービスについて「２要素認証等を利用することが望ましい」との記載があるが、建設工事請負契約の重要性に鑑み、より具体的で厳格な要件を明示すべきではないか。	
用語についてのご意見	

○　利用者の理解促進、特定の製品・サービスに依存しない技術的中立性の確保および取引安全性の維持のために、「電子署名機能を備えたクラウドサービス（以下『クラウド型電子署名サービス』という）」のような定義を置いた上で用語を使用すべき。	○　本ガイドラインにおける語句については、理解が容易になるよう他法令のガイドライン等に倣った用語を基本としております。
その他のご意見	
○　遠隔地からの契約締結に関する具体的な要件をガイドラインに盛り込むべき。	○　電磁的措置による契約締結は、契約当事者の所在地に関わらず、建設業法に定める要件を満たしている場合にはこれを可能としております。
○　契約内容を直感的かつ視覚的に理解できるようなシステムの導入を推奨する条項を追加すべき。	○　ご指摘のようなシステムは、システムの提供事業者が顧客のニーズに応じて提供を検討することが望ましいと考えられます。
○　電磁的措置による建設工事の請負契約の締結を行うということは、建設業法上の営業所（「常時建設工事の請負契約を締結する事務所」（令１条））の定義と齟齬が生じる事例も多数想定され、また、そこに専任している営業所技術者の職務（「建設工事の請負契約の締結及び履行の業務に関する技術上の管理をつかさどる」（法７条２号））に影響が出ないか、懸念する事項となるので、「５．その他留意すべき事項」に追記すべきではないか。 　また、建設業法上求められている常勤・専任要件の緩和をこの「電磁的措置による建設工事の請負契約の締結」を前提に検討すべきではないか。	○　「留意すべき事項」においては他法令や既存のガイドラインに係る留意点をお示ししているところ、電子契約はこれまでも認められてきたものであり、営業所技術者等の取扱いについてこれまでと変わるものではございません。 　なお、営業所技術者に係る要件の緩和については、適正な施工の確保が図られることを前提として、引き続き検討を行ってまいります。
○　印紙の取扱いについて、「５．その他留意すべき事項」に追記すべき。	○　印紙の取扱いについては電子契約とは直接関係ない事項のため、本ガイドラインにおいて言及することは妥当ではないと考えております。

○　現在の技術ではとてもセキュリティが整っているとは考えられず、まず現行制度を確実に履行させるべき。	○　国土交通省としては、建設業全体の生産性を高める観点から電磁的措置による契約締結を促進するべきと考えており、その中で安全な電子商取引の実現を図るため、本ガイドラインにおいてセキュリティ上の留意点を示しております。

※　とりまとめの都合上、お寄せいただきましたご意見のうち同趣旨のものは適宜集約し、また、内容を適宜要約しています。